

令和7年3月14日

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、資材置場、物置等の設置などの一時的な有償使用について、希望者を募集します。

なお、ご応募に関しては以下の点にご留意願います。

募集物件一覧 [※公募物件位置図](#)

NO.	所在地	物件の種別、数量		備考
1	小松市浮柳町ハ 63	土地	132.00 m ²	
2	小松市浮柳町ハ 158-3 157-3	土地	372.82 m ²	

- 応募される方は、本公告及び [「小松飛行場周辺における国有地\(防衛省所管\)の使用を希望される方へ\(別紙\)」](#)、[「使用手続きの流れと注意点\(付紙1\)」](#)、[「国有財産使用許可書の内容\(記載例\)\(付紙2\)」](#)(以下「使用案内」という)、をお読みいただき、各条項をご承諾の上、お申し込み下さい。
- この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「使用案内」をお読み下さい。
- 応募については、「使用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、8.アの「応募の受付期間」に記載しております。
- 応募の受付けは、[「国有財産使用許可要望書\(様式2\)」](#)、[「誓約書\(様式3-1\)」](#)及び[「役員名簿\(様式4\)」](#)を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
- 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに[「国有財産使用許可申請書\(様式5\)」](#)を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
- この物件の使用にあたり、本公告や「使用案内」の各条項に违背したとき、また、

国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。

7. 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払って下さい。

8. 応募の受付及び使用可能期間や使用条件等は、以下の項目に記載しておりますが、詳細については「使用案内」をご確認下さい。

ア 応募の受付期間は、令和7年3月14日（金）から令和7年3月24日（月）までの土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。）とします。

（郵送の場合は、令和7年3月25日（火）午後5時必着。）

なお、当該物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、小松防衛事務所において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）

イ 使用可能期間は、令和7年4月1日以降の希望される日から、最長で令和12年3月31日までとなります。

公用・公共用として使用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。

ウ 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、使用期間満了の2ヶ月前までに書面をもって申請して下さい。

エ 使用許可後、土地使用計画書に基づき、国有財産である樹木及び工作物（境界柵、境界標等）の一時撤去等を行う場合は、施工完了報告が必要です。

また、次項の原状回復の対象となりますのでご留意願います。

オ 使用期間の満了に伴い土地の返還を行なう場合は、使用期間内に原状回復し、[「国有財産原状回復・返還届（様式9）」](#)を提出後、担当官の確認を受けて下さい。

カ 使用料の額については、初年度は国有財産使用許可書、2年目以降は使用料改定にかかる通知文書に明記します。

キ 使用申請にあたっては、当局の指示に従い、地元町内会及び隣接地所有者等に説明を行って下さい。

また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。

ク 本公告にかかる資料の提出先（電子メール、郵送又は持参）及び物件に関する照会先

（土、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。））

近畿中部防衛局 企画部 施設管理課 緑化対策係

電話：06-6945-4957

住所：〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67